

国立大学法人富山大学におけるUR A及び知財コーディネーターに関する要項

令和6年8月6日制定

(趣旨)

第1条 この要項は、国立大学法人富山大学契約職員就業規則別表及び国立大学法人富山大学パートタイム職員就業規則別表第1に定めるコーディネーター（以下、「コーディネーター」という。）のうち、リサーチ・アドミニストレーター（UR A）及び知財コーディネーター（以下、「UR A等」という。）に関し、必要な事項を定める。

(UR A)

第2条 UR Aとは、コーディネーターのうち、以下に掲げる業務を行う者をいう。

- (1) 学術研究に関わる調査・分析及び企画立案業務
- (2) 研究資金の獲得に向けた調査、企画立案、学内・学外との折衝、申請等の業務
- (3) 研究資金獲得後の研究に関わる管理運営、評価、学内・学外との折衝、報告等の業務
- (4) その他前各号の業務に関連する業務

(知財コーディネーター)

第3条 知財コーディネーターとは、コーディネーターのうち、知的財産権の取得、管理、活用等に係る業務を行う者をいう。

(名称)

第4条 第2条又は前条に該当するコーディネーターは、UR A又は知財コーディネーターを称することができる。

(公募)

第5条 各部局においてUR A等を公募する際は、事前に学術研究・産学連携本部長の確認を得るものとする。

(所属・配置)

第6条 UR A等は、研究推進機構学術研究・産学連携本部に所属し、前条の公募を行った部局等に配置する。

2 UR A等は、配置された部局等において管理責任を負うものとする。

(雑則)

第7条 この要項に定めるもののほか、UR A等に関し必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要項は、令和6年8月6日から施行する。
- 2 この要項の施行に伴い、国立大学法人富山大学UR A室要項は廃止する。
- 3 この要項の施行日において、本学に雇用されている又は雇用が予定されているコーディネーターのうち、第2条又は第3条に該当しかつ学術研究・産学連携本部長が指名する者は、本要項に定義するUR A等とする。